平成２３年（フ）第８９号
神奈川県大和市福田５丁目７番地９　パークプラザ桜ケ丘205、開始決定時の住所神奈川県三浦郡葉山町上山口1294番地
破産者　横田　　篤
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１１５号
石川県金沢市上荒屋８丁目69番地　サンコーポラス金沢・813号、開始決定時の住所福島市伏拝字樋水15番地の４
破産者　佐藤　　充
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５１９号
横浜市緑区白山３丁目８番６号　サンビレッジ白山Ｃ棟102号、開始決定時の住所横浜市緑区白山４丁目39番２号
破産者　松嶋　耕治
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６３号
横浜市旭区南本宿町18番地
破産者　桑名　　明
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１１号
横浜市中区弥生町３丁目29番地９　トースト横浜大通り公園701号室
破産者　杜　　暁平
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４号
富山市金代238番地　アネスティ金代Ｂ棟１号
破産者　吉丸　英治
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１４号
長野県下高井郡木島平村大字上木島1470番地
破産者　石川　光徳
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
長野県松本市大字里山辺1776番地２
破産者　篠原　真二
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３０号
岐阜県下呂市少ケ野728番地１　市営住宅愛宕団地Ｂ棟102、前住所岐阜県高山市国府町今375番地
破産者　木下　久江
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
愛知県岡崎市井内町字風見76番地４、住民票上の住所愛知県西尾市寺津４丁目２番地３
破産者　榊原　重成
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７３号
愛知県西尾市寺津４丁目２番地３
破産者　榊原　孝利
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
愛知県豊田市西岡町裏畑37番地　ニューバリアーⅡ408号
破産者　山口　照正
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
愛知県豊田市宝来町４丁目755番地191
破産者　鈴村　美香
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
京都府舞鶴市倉梯町26番地９―２号
破産者　西村　健造
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
大阪市北区豊崎３丁目８番14号　エステムプラザ梅田・茶屋町Ⅱエアパークス401号室
破産者　松山勉武こと　李　　勉
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２８１号
愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲244番地２
破産者　土居　博文
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７０号
熊本県玉名市六田35―６、住民票上の住所熊本県宇土市新開町1205番地
破産者　田代　　豊
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４５号
熊本県八代市昭和同仁町944番地２地先
破産者　大住　千春
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部